

# 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 当麻柏陽会

## 社会福祉法人当麻柏陽会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人当麻柏陽会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び費用弁償並びにその他委員の費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 定款第8条及び第21条に定めるところにより、理事長を除く役員及び評議員に対して、報酬を支給しないものとする。

### (理事長報酬)

第3条 当法人の役員のうち、理事長に対し職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、月額60,000円とする。
- 3 理事長の報酬は、10月と3月に支給するものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

### (費用弁償)

第4条 当法人は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）並びにその他委員が次に掲げる職務の遂行にあたって発生する交通費等の経費として、1日につき3,000円の費用を弁償する。ただし、理事、委員等で当法人の職員としての立場を有する者に対しては、費用弁償は行わない。

- (1) 役員等がその職務のため、理事会又は評議員会に出席した場合
  - (2) 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務及び事業運営のための職務にあたった場合
  - (3) 監事が当法人及び施設の指導監査への立会又は監査の職務にあたった場合
  - (4) 評議員選任・解任委員が評議員の選任又は解任に係る委員会に出席した場合
  - (5) 苦情解決第三者委員が当法人事業利用者等からの苦情対応の職務にあたった場合
  - (6) 入所判定委員が入所者選考に係る委員会に出席した場合
  - (7) その他の委員等が職務の遂行にあたり理事長が必要と認めた場合
- 2 役員等が同日に複数の会議等の招集に応じたときは、主たる会議等の費用弁償のみを支給する。

(旅費)

第5条 役員等が職務のため出張するときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。